

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：平成29年7月28日（平成29年（独個）諮問第46号）

答申日：平成29年12月25日（平成29年度（独個）答申第57号）

事件名：本人が提出した「特定職業能力開発促進センターにおける3月コースの訓練の辞退について」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人が当時の特定職業能力開発促進センターA（現特定職業能力開発促進センターB）宛てに提出した平成27年特定月日付けの「特定職業能力開発促進センターAにおける3月コースの訓練の辞退について（通知）」の書面※特定FAX番号にて送付したもの。特定数字」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年6月6日付け29高障求発第83号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取り消し、本件対象保有個人情報の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 処分庁は、原処分において、保有期限を1年未満とし、かつ、不存在として不開示としたが、本件は国の予算を利用した雇用促進のための事業であり、かつ、本内容は辞退届であるので、軽微なものとは考えられず保有期限の解釈が間違っている。なお、その根拠として、民間においては、会計法により7年という解釈も可能、という説もある。

（あくまで参考：国税庁No. 5930 帳簿書類等の保存期限及び保存方法 添付2 無論、解釈により異なると思われる）

イ 保有期限の解釈が間違っている以上、審査請求事案であり、文書の存否を再度調査するよう求める。

（資料は省略）

(2) 意見書 1

主張については、すでに、審査請求書で提出しているところである。
なお、証拠等について、追加で次の通り主張するものである。

ア 開示請求案件の F A X の送信記録について

開示請求にある案件の F A X の送信記録が現存する（添付 1）。これは、コンビニエンスストアから送信されたものであるが、文字等は見づらいものとなっている。

内容は実質『辞退届』であるが、『職業訓練受給給付金』に関する申請手続きが困難である為、という主旨の理由が添えられている。

『辞退届』と言うのは、単に『辞めます』というだけではなく、辞める理由が添えられているものであるし、その理由如何にとっては、職業訓練の事業が適切かどうかを左右するような内容が記載されていることもある。

そのような文書が単なる雑多な文書と同様の扱いをされてよいはずはなく、事業の根幹に係る内容が記載されている可能性もあるため、少なくとも、相手側が主張する『軽微な内容』には当たらない、と主張するとともに、訓練に係る『辞退届』は会計法を準用した文書保管をするべき内容のものである、と主張する。

イ もうひとつの『情報開示』案件と適切な文書管理や情報開示について

平成 29 年 7 月 10 日付で、相手側と同じ『厚生労働省所管』の某機構に情報開示に関する審査請求書を提出している（添付 2）が、約 2 カ月たった本日になっても、これに対する連絡は一切ない。通常は、貴会に審査請求書が回ってくるのではないだろうか。

この案件は、書面の本文は開示されたが、添付資料は開示されていないので開示していただきたい、というものである。なぜそうなってしまっているのかは不明である。

ただ、その件といい、今回の件といい、他の案件といい、特に、厚生労働省やその所管のところは、書類の保管に関して適切に対応いただけないような感覚に陥ることがある。これに関し警鐘を鳴らすものである。

（資料は、省略）

(3) 意見書 2

主張については、すでに、審査請求書で提出しているところである。

また、証拠等、追加で次の通り主張を 9 月 2 日付にて既に審査会宛てに送付した。その件に関し、さらに追加で、次の通り証拠等を送信する。

もうひとつの『情報開示』案件と適切な文書管理や情報開示について（追加）

平成29年9月2日付の文書内2の『平成29年7月10日付で、相手側と同じ『厚生労働省所管』の某機構に情報開示に関する審査請求書を提出している（添付2）』というものに関し、一部補足で、受領印のある文書を追加添付する。なお、個人情報のものがある為一部黒塗りとしている。

（資料は、省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求にあつては、以下の理由により原処分維持が適当であると考えらる。

1 審査請求の経緯

平成29年5月1日付けで審査請求人から下記2の本件請求保有個人情報の開示請求があつた。これに対し機構は、下記3のとおり本件対象保有個人情報を特定し、探索した結果、これを保有していないため、不存在として平成29年6月6日付けで法18条2項により不開示の決定を行った。

その後、審査請求人から平成29年7月3日付けの審査請求書が提出され、平成29年7月5日付けで受理したものである。

2 本件請求保有個人情報について

審査請求人から平成29年5月1日付けで「当時の特定職業能力開発促進センターA（現特定職業能力開発促進センターB）宛てに提出した平成27年特定月日付の『特定職業能力開発促進センターAにおける3月コースの訓練の辞退について（通知）』の書面※特定FAX番号にて送付したもの。特定数字」の開示請求があつた。

3 本件対象保有個人情報について

本件請求保有個人情報の開示請求につき、審査請求人がポリテクセンターA（現ポリテクセンターB）の入所選考を受験した後において、審査請求人がポリテクセンターAにFAXにより送付したとされる辞退に係る文書に記載された保有個人情報と特定した。

4 本件対象保有個人情報が存在しないことについて

- (1) 審査請求人は、当該辞退に係る届出を機構において事務処理上必要な1年未満の期間保存としていることについて、本件は国の予算を利用した雇用促進のための事業であり、かつ、本内容は辞退届であるので、軽微なものとは考えられず保有期限の解釈が間違っていると主張している。また、その根拠として、民間においては、会計法により7年という解釈も可能、という説もある（あくまで参考：国税庁No. 5930帳簿書類等の保存期間及び保存方法添付2無論、解釈により異なると思われる）と述べており、当機構の文書保存期間に係る解釈が間違っている以上、審査請求事案であり、当機構において文書の存否を再度調査した上で開示すべきであると主張している。

(2) 当機構においては、「公文書等の管理に関する法律」（平成21年法律第66号）に基づき、当機構における文書の管理に係る規程（※別添『文書管理規程』参照）や、法人文書分類基準表（※別添『平成27年6月15日付け27高障求企発第37号の3「平成26年度法人文書ファイル管理簿の更新について」の別添7』参照）を定めている。

当該文書（離職者訓練の辞退に係る届出）の保存期間は1年以内としているところであるが、これは、離職者訓練の入所選考を受けた方や入所選考に合格された方からの辞退に係る届出については、この情報を記録した後は、当該辞退に係る届出が事務処理上不要となることによる（必要とされる保存期間は最長1ヶ月程度であること。）。

したがって、当機構において当該文書の保存期間を1年以内としていることについては、適正な対応であると考えている。

※ 文書保存期間については、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）の「第4整理」の「（保存期間基準）」において「文書管理者は、規則の別表第1に基づき当該文書管理者が管理する行政文書について、職員が適切に保存期間の設定ができるよう、具体的な業務及び文書に即して、「〇〇課標準文書保存期間基準」を定めるものとする。」等に鑑み、当機構の事業の性質、内容等に応じた設定を行っているところ。（別添『文書管理規程第14条』参照）

(3) なお、念のため、現時点において当該文書が存在するかについて確認を行ったところ、当該文書は存在しなかった。当時、審査請求人からFAXにより辞退届を受け付けたかについては、現時点に至っては確認ができないところであるが、仮にFAXで受け付けた場合であっても該当文書は前述のとおり既に廃棄されているものと考えられる。このため、文書不存在により不開示とした当機構の決定は妥当なものとする。

5 審査請求人の主張について

審査請求人は文書の保存期間の解釈の誤りを主張するが、文書の保存期間の取扱いに誤認はなく、原処分を維持することの判断に何ら影響するものではない。

（別添資料は、省略）

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月4日 審査請求人から意見書1及び資料1を收受
- ④ 同月5日 審査請求人から意見書2及び資料2を收受

受

⑤ 同年12月7日 審議

⑥ 同月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人が当時の特定職業能力開発促進センターA（現特定職業能力開発促進センターB）宛てに提出した平成27年特定月日付けの「特定職業能力開発促進センターAにおける3月コースの訓練の辞退について（通知）」の書面※特定FAX番号にて送付したもの。特定数字」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象保有個人情報の保有の有無について、理由説明書（上記第3）の4のとおり説明し、本件対象保有個人情報が記録された文書の不存在により、不開示とした処分庁の決定は妥当である旨説明する。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁の説明は以下のとおりであった。

ア 離職者訓練の辞退について

(ア) 離職者訓練の入所選考を受けた者や入所選考に合格した者が、訓練を辞退しようとする場合は、特段様式はないが、本人であることが確認できた場合は、口頭、書面など任意の方法で、職業能力開発促進センターに伝えればよい。

(イ) 通常、訓練の辞退は口頭で行われている。

(ウ) 職業能力開発促進センターに辞退の意思表示があった場合は、公共職業安定所に連絡した上で、入所者名簿から削除している。

イ 文書の保存期間について

(ア) 機構では、公文書等の管理に関する法律に基づき定めた独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）、これに基づき、分類名、標準法人文書ファイル名、保存期間などを定めた「法人文書分類基準表」等に基づいて、機構が作成又は取得した法人文書について、分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること等を通じて、法人文書の管理を行っているところである。

(イ) 上記ア（イ）のとおり、通常、訓練の辞退は口頭で行われている

ことから、書面による辞退の届出については、想定しておらず、このため、書面による辞退の届出の文書は、法人文書分類基準表には記載されていない。

(ウ) このような文書については、法人文書分類基準表の保存期間の根拠とされている文書管理規程別表第1「文書保存期間基準表」の「第6類(事務処理上必要な1年未満の期間保存)」に該当することから、これに基づき廃棄されていると考えられる。

ウ 文書の存否について

(ア) 本件開示請求を受けて、特定職業能力開発促進センターBにおいて担当者が文書の探索を行ったが、該当する辞退届は発見されなかった。

(イ) 当時、審査請求人からFAXにより辞退届を受け付けたかについては、現時点に至っては確認できないところであるが、仮にFAXで受け付けた場合であっても、辞退届を送付したとされる時期から1年以上の期間が経過した後に本件開示請求が行われており、上記イ(ウ)のとおり、既に廃棄されているものと考えられる。

(3) 当審査会において、諮問庁から、文書管理規程及び法人文書分類基準表の提示を受け、確認したところ、上記(2)イ(イ)及び(ウ)の諮問庁の説明のとおり、法人文書分類基準表には、訓練の辞退の届出の文書は記載されておらず、また、文書管理規程の別表第1「文書保存期間基準表」には、「第6類(事務処理上必要な1年未満の期間保存)」の記載が認められた。

(4) 上記(2)イ及びウの諮問庁の説明は、文書管理規程等に基づくものであり、不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、処分庁において本件対象保有個人情報保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子